

令和 2 年 第 5 回須賀川市農業委員会総会議事録

令和 2 年第 5 回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和 2 年 5 月 1 2 日（火）
- 2 招集通知日 令和 2 年 5 月 1 2 日（火）
- 3 招集日時 令和 2 年 5 月 2 1 日（木）午後 1 時 3 0 分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（0名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 なし

8 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主任主査兼農政係長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
経済環境部農政課	主 事	佐藤 美佳
	主 事	藤田 紘平

9 議 案

議案第 23 号 農用地利用集積計画について

議案第 24 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 27 号 現況確認証明申請の適否決定について

報告第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 17 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 18 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理につ
いて

報告第 19 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

報告第 20 号 農地等の買受適格証明書の交付について

10 その他

11 開 会 (午後 1 時 3 0 分)

12 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

13 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条
の規定により本総会が成立していることを宣言した後、新型コロナウイルス
感染拡大回避のため、農業委員のみの出席とし、最適化推進委員の出席
はないことを報告した。

議事録署名委員には、議席番号 15 番 安藤 武栄 農業委員と 16 番 上田
和一 農業委員を指名した。

14 議 事

審議内容 別添のとおり。

15 閉 会 (午後 2 時 3 5 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事
実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 2 年 5 月 2 6 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和2年 第5回総会

令和2年5月21日（木）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第23号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、申請番号第121号から126番までの説明がありました。

質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第23号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は
挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第23号「農用地利用集積計画について」は計
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第24号「農用地利用配分計画（案）に関する意見につい
て」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第24号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異
議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第24号「農用地利用配分計画（案）に関する
意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否
決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した

農業委員からお願いいたします。

受理番号第 41 号について、村上委員よろしくお願いいたします。

村上農業委員 受理番号第 41 号について説明いたします。

譲渡人の柳沼正明氏と譲受人の柳沼 修氏は、近隣に住んでおり親戚関係にあります。申請地は、修氏が所有する田に隣接し、修氏が借り受けて長年耕作してきました。今回、修氏から売買の話をしたところまとまったものです。売買価格についても両者の合意で決定したもので問題はありません。田の耕作については、今後、隣接する田と一体的に耕作していきたいとのことで、問題はありません。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 42 号について、遠藤委員よろしくお願いいたします。

遠藤農業委員 受理番号第 42 号について説明いたします。

譲渡人の岡部氏と譲受人の江藤氏は、市野関の同じ屋敷内に住んでおります。岡部氏は会社役員であり、江藤氏が借り受けて長年耕作してきました。売買価格についても両者の話し合いにより決定したもので妥当と思われれます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 43 号について、吉田委員よろしくお願いいたします。

吉田農業委員 受理番号第 43 号について説明いたします。

譲渡人の阿部氏と譲受人の熊谷氏は無関係です。

熊谷氏は自宅周りの土地が狭く、家庭菜園を含めて作物ができる土地を数年前から探しておりました。阿部氏が売却したいとの情報を得て、知人を通して話したところ売買に合意したものです。阿部氏は、現在、宮城県に居住しており、申請地には、年に数回草刈りのために来て管理しています。熊谷氏は兼業農家であり、親も祖父母も農業を営んでいます。

売買価格についても両者の合意で決定したもので問題はありません。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 44 号と 45 号について、佐藤委員よろしくお願いいたします。

佐藤農業委員 受理番号第 44 号と 45 号について説明いたします。

申請地は、構造改善で道路ができたことによる土地であり、譲受人の小椋氏が所有する土地に隣接しています。将来、代替わりとなった場合のことを考えて、譲渡人の大河原氏に相談したところ、今回、小椋氏へ無償による贈与の話がまとまったものです。許可上特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 46 号について、小枝委員よろしくお願いいたします。

小枝農業委員 受理番号第 46 号について説明いたします。

譲渡人の鈴木氏と譲受人の橋本氏は西川区に住んでいます。申請地は、橋本氏の父の代から耕作依頼を受けて、橋本氏が数十年耕作してきました。今回、鈴木氏から売買の申し出があり話がまとまったものです。価格についても両者が合意したもので、許可上特に問題はないものと思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号 47 号について、栗野委員よろしくお願いいたします。

栗野農業委員 受理番号第 47 号について説明いたします。

譲受人の大島氏は、3 年前から譲渡人の鈴木 学氏の父より申請地を借り受けて耕作しておりました。昨年、譲渡人の父が亡くなり次男の学氏が相続いたしました。今回、学氏から売買の話を持ちかけてまとまったものであり、大島氏は引き続き耕作する予定です。農作業に必要な農機具も保有しており、栽培技術も問題ないと思われます。価格についても両者が合意したもので、許可上特に問題はないものと思われますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号 48 号について、小林委員よろしくお願いいたします。

小林農業委員 受理番号 48 号について説明いたします。

譲渡人の石川氏と譲受人の松川氏は親戚関係にあり、石川氏は後継者も無くここ数年休耕している状況にあります。松川氏は、申請地を買ってほしいとの石川氏の申し出を受けて、話し合いにより無

償で所有権を移転することに合意したものです。許可上特に問題ないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号 49 号について、善方委員よろしくお願いいたします。

善方農業委員 受理番号 49 号について説明いたします。

譲渡人の熊田氏は、高齢で後継者もないことから長い間郡山市の農業法人に作付を依頼しておりましたが、今年で契約が終了し来年の契約はできないとの説明があったとのこと。熊田氏は、梅田地区の知人から譲受人の赤井田氏を紹介され、赤井田氏は何度も熊田氏宅を訪問して売買の話し合いを行いました。赤井田氏は徐々に水田の作付をしていく予定とのことであり、地域との関係、水利等も問題ありません。

価格についても両者が合意したもので、許可上特に問題ないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 50 号について、二瓶委員よろしくお願いいたします。

二瓶農業委員 受理番号第 50 号について説明いたします。

譲渡人の渡辺氏と譲受人の岡部氏は隣人であり、申請地は岡部氏が耕作している土地に近いことから、今回、譲受人の岡部氏から売買の話をしたところまとまったものです。売買価格についても両者の話し合いで決定したもので問題はありま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありま。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 25 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 25 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否

決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員からお願いいたします。

受理番号 6 号について、栗野委員よろしくお願いいたします。

栗野農業委員 受理番号第 6 号について説明いたします。

本申請は、携帯電話無線基地局設置のための資材置き場、作業スペースに利用するために申請したものであります。申請地は、譲渡人齋藤氏の所有であります。小柳氏の父に貸し付けていた土地であります。数年前、小柳氏の父が亡くなりそのままになっていたため、小柳氏の了解を得て申請となりました。現地を確認したところ、農地の集団性を阻害するものではなく、農地に与える影響はないものと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 7 号について、吉田農業委員お願いします。

吉田農業委員 受理番号第 7 号について説明いたします。

申請地は、約 30 年前まで使用していましたが、その後遊休農地となり、現在は畑全体が竹林と化しております。地目変更を考えておりましたが、友人の紹介により、㈱サンワシステムが太陽光発電システムの土地を探しているとの情報を得て、今回の合意に至ったものであります。申請地の周辺は山林であり隣接する住宅もなく、太陽光設置による環境を阻害する要因もないことから、遊休農地の活用には問題はないものと思われま。除草については薬品処理をせず刈り払いをすることとしており、雨水処理に関しては、逆勾配のため道路側に水はこまないことから、雨水処理の必要はないものと思われま。将来、発電終了の際は設備を撤去することで申請されています。

価格についても両者が合意したものであり、今後も管理状況について㈱サンワシステムと取り合うとしていますので、許可上特に問題はないものと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に受理番号第 8 号について、車田農業委員お願いします。

車田農業委員 受理番号第 8 号について説明いたします。

除草剤は使わずに、草刈等による除草を行うこととしています。

現況の地目は田でありますが、5 年以上作付けをしていません。特
段問題はないと思われまますので、委員の皆様の審議をよろしくお
願いいたします。

議 長 次に受理番号第 9 号について、西間木農業委員お願いします。

西間木農業委員 受理番号第 9 号について説明いたします。

申請地の周囲は三方を道路に面しており、数年間作付けをして
いません。除草剤は、土壌微生物によって確実に分解される製品
を使用することです。特段問題はないと思われまます。委員の
皆様の審議をよろしく願いいたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につい
て」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可
申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 27 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題
とします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した農業委員か
らお願いいたします。

受理番号第 2 号について、大河原農業委員お願いします。

大河原農業委員 受理番号第 2 号について説明いたします。

申請地の北側には擁壁が設置され、農地としては使ってお
らず宅地化されています。家族も申請地が畑であったことを
知らなかったとのことで、今回の確認証明書は妥当であると

考えられます。委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(意見等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 27 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請どおり証明することに異議のない委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 27 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 15 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 16 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 2 件です。

○報告第 17 号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 3 件です。

○報告第 18 号「携帯電話無線基地局の建設に係る農地一時転用届出書の受理について」 1 件です。

○報告第 19 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 48 件です。

○報告第 20 号「農地等の買受適格証明書の交付について」 4 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

味戸農業委員 新年度を迎えて、委員の皆さんの所にも固定資産税の納税通知書が届いているものと思われませんが、私たちが扱っている農地の税額が高くなっていると感じておりますので、調べていただきたいと思います。

議 長 そのことに関しては事前に聞いておりましたので、事務局から税務課に確認しておくように依頼しておりましたので、事務局の説明を求

めます。

小池局長 税務課固定資産税係の担当者に確認してきました。評価の見直しは3年に一度行われ、今回は、来年度の令和3年度に予定しています。一般的に今は、固定資産税が上がる要因はないとのことですが、3年前の見直しの際に、評価額自体が上がったところがあり、激変緩和による負担調整で徐々に上げるケースがあるとのこと。地価は下がっている状況ではありますが、固定資産評価額が実際の取引価格と乖離しているところもあり、実態に合わせる作業を行っているとのこと。

個別事例については色々あり、税額については一概には言えない状況ですが、税額に大きな動きがある場合は、個別に税務課に問い合わせてくださいとのこと。

議 長 実際のところ、評価額と売買価格の差が大きいので、税額が上がるという心配な点もあります。

味戸農業委員 事務局の言われている意味合いはわかりますが、なぜ今なのか、現実的ではないと思います。私だけではなく、他の農業委員の皆さんも上がっているとのこと。1%前後の上げ幅なので影響は少ないと思いますが、私たちが審議している農地に関して、売買・貸借の相手方を探すことが難しい状況を考えると理解ができません。

議 長 そのことについて、事務局の説明を求めます。

小池局長 税務課の考えでは、本来の計算上の価格より評価額が低い状態にあり、開きがかなりあるそうです。現在は、計算に基づくものに合わせている段階であり、いずれしばらくこの傾向は続くことが考えられます。今年度に調査を行い来年度の課税から見直しがされる予定です。

3年間の中での調整と3年ごとの見直しにおける調整という二重の調整を行っていることをご理解いただきたいと思います。実態との乖離という点では、農地に限らず、宅地を含めた土地全般の評価額に関して、その傾向にあります。

佐藤農業委員 東部地域は上がっていないにもかかわらず、西部地域は上がっ

ています。今回の値上げは大きすぎます。

小池局長 今回の状況は、3年前に始まっていたことであり、来年は評価額が見直しされることとなります。

味戸農業委員 農業委員会としての申し入れがあってもいいと思います。

議長 農業委員会として意見を出すことについて、事務局の説明を求めます。

小池局長 次回見直しの際の考え方について、農業委員会の意見を伝えたいと思います。なお、口頭になるか書面になるかは、税務課と協議させていただきたいと思います。

税務課としては、基準に基づき税額を計算しています。その中で、その調整の余地があるのか調査させていただき、次回の総会で、改めてご説明させていただきたいと思います。

吉田農業委員 ある地権者から相談を受けて、その方の税金が極端に上がったそうです。状況に応じて上がったたり下がったりする場合や、環境によって評価額が異なれば税額が違うことは理解しています。ただ、固定資産税を上げる際に、何か一言があってもいいのではないかと意見をいただきました。

議長 ただいまの意見について、事務局の説明を求めます。

小池局長 大幅に税額が変わるときは、課税の地目が変わった場合など、税務課が土地に対して、別の見方をしたと考えられます。税額の見直しについては、縦覧ということで意見を聴取する機会があったはずですが。なお、農業委員会として、何らかの形で反映できる機会があるのか税務課に確認し、次回の総会の際に、報告できるようにしたいと思います。

吉田農業委員 相談を持ち掛けた相手方に対しては、税務課でその内容を確認してくださいと伝えればよろしいですか。

議長 ただいまの意見について、事務局の説明を求めます。

小池局長 大幅に税額が変わったような場合は各論になりますので、直接税務課に問い合わせさせていただきたいと思います。

吉田農業委員 そのように相手に伝えます。

議長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からお願いします。

- ・ 次回の総会 6月17日(水)
- ・ 農業委員のみの出席とし、最適化推進委員の出席はなしとする。
- ・ 7月の総会の開催方法は、次回の総会で示すこととする。
- ・ 任期替えに伴う懇談会等は、状況を見極めて判断する。

議 長 ほかになければ、これにて令和2年第5回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。